

令和7年12月3日
消費者庁表示対策課

不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）
に関する意見募集について

1 意見募集対象

不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）

2 意見募集の趣旨

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和5年法律第29号）附則第1条第2号の施行に伴い、及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）を作成いたしました。

つきましては、上記の意見募集対象に関し、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本府令案作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和7年12月3日（水）から令和8年1月7日（水）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

【1】 御意見

- * 御意見については、その理由も記載いただくようお願いいたします。
- * 御意見が6000字を超える場合、その内容の要旨を添付してくださいようお願いいたします。

【2】 住所（法人その他の団体にあっては所在地）

【3】 氏名（法人その他の団体にあっては名称／部署名等）

【4】 電話番号

【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）

（1） インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから提出してください。

リンク：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

消費者庁表示対策課 意見募集担当宛て

* 封筒表面に「不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令
(案)に関する意見募集について」と朱書きしてください。

5 注意事項

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、御記入いただいた住所（法人その他の団体にあっては所在地）、氏名（法人又は団体にあっては、その名称、部署名等）、電話番号及び電子メールアドレスは、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のためご利用します。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

【問合せ先】

消費者庁

表示対策課 意見募集担当

T E L : 03-3507-8800